告 示

埼玉県告示第千三百四十四号

定 \mathcal{O} に 大規模小 おり縦覧 よる意見の概要につ 売店舗立 供 す 地法 る 11 (平成十 て、 同 年 条第三項 -法律第 \mathcal{O} 九 規 +定 号) に ょ 第 り 公 八 条第一 告 項及 及 び 当 び 第二 該 意見 項 を \mathcal{O} 規 次

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清

司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ベルク八潮鶴ヶ曽根店

埼玉 県 潮 市 大字 鶴 ケ 曽 字 沖 通 八 百 九 + 兀 番 外

- 口 大規 模小 売 店 舗 <u>\frac{1}{2}</u> 地 法 第 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 市 町 村 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O}
- (1)知 を行うこと。 埼 玉県 生活環 境保全条例 第 兀 +_ 条 で定 \Diamond る ア 1 ド IJ グ ス 1 ツ プ \mathcal{O} 周
- こと。 音響 は、 デシ 埼 機 有 べ 玉県生活環境保全条例 器 線 ル (午後十 カュ ラ 以下とすること。 ジ 5 オ 発 時 生す 放送装置等 から翌日 る音が 午前六時 午後十 営業を行う \mathcal{O} 第六十六条で定め 音響機器を使用 _ まで 時 場所 カュ \mathcal{O} ら 翌 時 \mathcal{O} 間 る 日 に 午 部 な 深 お 前 に 夜営業騒音等 1 11 漏 六 時ま て れ は な た で 11 だ 敷 場 \mathcal{O} 地 合 時 \mathcal{O} L を除 後段 間 境 規 界 に 制 は お で を 当 五. 守 11 る
- (3)実 騒音 す る場合 規 制 法 は 振 動規制 作 業 開 始 法 又は 日 \mathcal{O} 八潮 七 日 市 前ま 公害防 で に 届 止 出 条 例 を で定め す ること。 る特 定 建設 作 を
- (4)市 民 周 ょ 辺 住 り苦情等 民 \mathcal{O} 生 が 活 生じた 環境 保 場合 全 \mathcal{O} は、速やか た \Diamond 公 害等 に、 カュ \mathcal{O} 9 未 誠 然 意を 防 止 ŧ 一に努め 0 て 対 ること。 処すること。
- 5 環境諸法令を遵守すること。
- (6)が 帯 届 康 出 場所は、 は、 を害すこと 児童生 八 \mathcal{O} 徒 潮 市立 な に 危 11 険 八條 が う 小学校 配慮すること。 及ぶこと \mathcal{O} 通学路 0 ない に近接 よう、 ま L た、 てい 騒 る 音 た 等 \otimes で 児 登 童 下 生 校 徒 時
- (7)全 登 下 \emptyset 校 注 時 間 意 以 \mathcal{O} 外 声 カュ に お け を 1 て て 児 V 童が ただ き 通 た 行 及 V び 付 近 で 遊 λ で 11 る と は 安
- (8)産 品 \mathcal{O} 販 売 12 0 て 積 極 的 に 取 り 組 W で 11 た だ きた い
- (9)市 商 工 会 に 加 入 す る j 努め 7 V ただ きた
- (10)域 で わ れ る 催 に 対 極 的 な 協 力 を 7 V た だ き た VI
- 市 民 を 極 的 雇 用 す る ょ う 配 慮 て た だ きた
- 市 花 桃 \mathcal{O} ま 5 P お を 目 指 て お ŋ 敷 地 内 植 樹 \mathcal{O} 樹 種 選定

 \equiv 縦覧期間

平成二十八年十月十四日から平成二十八年十一月十四日まで

 \equiv

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課縦覧場所

埼玉県東部地域振興センター